

今城委員長 ただいまから、議会運営委員会を開く。  
 桑鶴太郎委員が所用のため欠席しており、代わりに委員外議員として榎尾絢子議員の出席を求めているので、御了承願う。  
 本日は、6月定例会を招集する告示があったので、その日程及び運営等について御協議願うため、お集まりいただいた。  
 それでは、お手元の協議事項の順に進めてまいりたいので、御協力願う。

1. 6月定例会の日程及び運営について

(1) 知事提出予定議案及び議会への報告事項

ア 知事提出予定議案

今城委員長 初めに、6月定例会の日程及び運営についてである。  
 最初に、知事提出予定議案について、総務部長、説明願う。

(清水総務部長、説明)

今城委員長 何か質問はないか。

(なし)

イ 議会への報告事項

今城委員長 次に、議会への報告事項についてである。  
 まず、損害賠償の額の決定に関する専決処分について、例年のとおり、この6月定例会の議運で前年度の状況の報告がある。  
 総務部長、どうぞ。

清水総務部長 それでは「地方自治法第180条第1項の規定による専決処分(損害賠償の額の決定)について」と書かれた資料を御説明させていただく。毎年度、損害賠償額の決定について専決処分報告をしているが、そのうち前年度1年間の交通事故の状況等を取りまとめ、毎年6月議会定例会前の議会運営委員会において報告をしている。

画面に映している表の左側の区分のうち、「ア 県が所有し、又は管理する自動車等による事故」が交通事故に関するものになる。その行の右端を御覧願う。昨年度報告した交通事故に係る専決処分の件数は27件となっており、令和4年度の26件とほぼ同数となっている。さらに、県側の過失割合により、a、b、cの3段階に区分している。令和5年度に報告した27件のうち、aの過失割合100%が18件となっており、全体の67%ほどで多くを占めている。過失割合100%の事故は、不注意によるものが多く、職員が緊張感を持って運転することにより未然に防ぐことができるものが大半と考えている。

こうした状況を踏まえて、職員への注意喚起を強化して事故防止に努めている。具体的には、知事部局においては、啓発ポスターの作成や、毎週月曜日には事故防止に向けた庁内放送、公務中に発生した交通事故の各月末までの累計件数をイントラネットに掲示するなどして注意喚起を行っている。加えて、事故防止対策として令和元年度からは、新たに公用車を購入した場合や、平成26年度以降に購入した車両の車検の際にリアコーナーセンサーをつけるなど対策を進めている。また令和2年度からは、職員を対象としてドライブレコーダー映像による動画などを使用した交通事故防止のオンライン講習を開催し、事故の発生要因の周知及び事故防止の啓

## R6. 6. 14 議会運営委員会

発を図っている。あわせて、各所属においても研修素材を活用した職場内研修を実施するよう周知をしているところである。

警察本部においては、朝礼やその他の機会を捉えて、事故防止の徹底の呼びかけを実施している。

また、事故が発生した場合には、全所属に対し事故概要等の情報共有を図るとともに、事故防止に関する具体的な事例や留意事項をまとめた共有資料による注意喚起を行っている。令和3年度からは、視聴覚教材、動画を活用した取組を行っているところである。さらに、令和5年度からは、人材育成課に設置された安全運転指導室が職員の運転適性、業務内容、交通事故履歴等に応じた交通事故防止教養運転訓練、安全運転指導を専門的に実施する対策等を行っているところである。

今後も、機会を捉えて職員への注意喚起を図るとともに、引き続き講習会を開催することなどにより、知事部局、教育委員会、警察本部において、安全運転に対する意識の向上を図り、交通事故防止を徹底してまいらる。

よろしく願います。

今城委員長

何か質問はないか。

(なし)

今城委員長

それでは、執行部には引き続き原因等を分析し、再発防止に努めるよう要請をしておく。

次に、高知県債権管理条例に基づく債権放棄に関する議会への報告について、総務部長どうぞ。

清水総務部長

画面に表示している「非強制徴収債権の放棄について（報告）」の資料の説明をさせていただきます。

高知県債権管理条例に基づく債権放棄については、年度末に一括して債権放棄を行い、6月定例会において報告することとしている。

お手元の資料を開会日に議場配付した上で、それぞれの常任委員会でも所管課が御説明させていただくこととしている。

また、要配慮個人情報に該当するために、報告様式に債務者の住所・氏名を記載しない債権がある場合には、開会前の議会運営委員会においてそのことを報告している。今回は、資料案にあるとおり5種類の債権放棄があるが、このうち5番の高知県地域改善対策奨学資金貸付金の戻入金に係る債権については、社会的身分の情報に関係し、債権名称と債務者の住所・氏名を併せて記載することにより、要配慮個人情報を記載する結果となることから、報告書の別紙には住所・氏名を記載しない取扱いとしているので、このことを報告させていただく。

以上である。

今城委員長

何か質問はないか。

(なし)

### (2) 会期及び会議日程

今城委員長

次に、1ページの資料1、会期及び会議日程についてである。

6月定例会の日程については、3月21日の議運で予定案としての協議をしている。会期については、案のとおり、6月21日金曜日開会、7月5日金曜日閉会ということで、会期は15日間とし、会議日程については、資料1の日程表を御覧いただきたい。以上のとおりで、御異議ないか。

(異議なし)

今城委員長 それでは、さよう決する。

**(3) 質疑並びに一般質問**

**ア 質問者（会派）の発言順序**

今城委員長 次に、質疑並びに一般質問についてである。

まず、質問者の発言順序であるが、申合せによると、自由民主党4名、日本共産党1名、一燈立志の会1名、県民の会1名、公明党1名の計8名ということであるので、順序は所属議員数の多い順とし、一巡後は一会派に片寄らないようにすると

の慣例によると、  
 質問第1日目 6月26日水曜日 自由民主党、日本共産党、一燈立志の会  
 第2日目 6月27日木曜日 県民の会、公明党、自由民主党  
 第3日目 6月28日金曜日 自由民主党、自由民主党

の順になるかと思うが、これに御異議ないか。

(異議なし)

今城委員長 それでは、さよう決する。

**イ 発言者の制限時間等**

今城委員長 次に、発言者の制限時間については、申合せのとおり、交渉会派の最初の各1人については代表質問とし50分以内、その他は40分以内とし、発言回数については3回以内ということで、御異議ないか。

(異議なし)

今城委員長 それでは、さよう決する。

**ウ 発言者の届出**

今城委員長 次に、2ページの資料2、発言者の届出についてである。

県民に広報するための本会議における発言者の届出については、申合せでは、招集告示後の議運開催日の午後5時となっているので、資料2の様式により、本日の午後5時までに事務局に提出されるよう、御協力願う。

**エ 発言通告書の提出期限**

今城委員長 次に、3ページの資料3、発言通告書の提出期限についてである。

申合せでは、質問第1日目の前日の正午となっているので、6月25日火曜日の正午ということで、御異議ないか。

(異議なし)

今城委員長

それでは、さよう決する。  
なお、質問の要旨については、議運の申合せで、発言者の良識により具体的に記載することとなっているので、できるだけ具体的に記載願う。

**(4) 請願書の受理期限**

今城委員長

次に、請願書の受理期限についてである。  
申合せでは、議案付託日の前々日の本会議終了後1時間以内となっているので、6月26日水曜日の本会議終了後1時間以内ということで、御異議ないか。

(異議なし)

今城委員長

それでは、さよう決する。

**(5) 閉会中の常任委員会委員長報告**

今城委員長

次に、閉会中の常任委員会委員長報告についてである。  
今回は、委員長報告を行いたいとの申出がなかったもので、報告する。

**(6) 新任の説明員の紹介**

今城委員長

次に、4ページの資料4、新任の説明員の紹介についてである。  
新たに就任された説明員の紹介を、慣例により、開会日の議長の諸般の報告の後に、行うことにしたいが、いかがか。

(異議なし)

今城委員長

それでは、さよう決する。

**2. 議員派遣について**

今城委員長

次に、議員派遣についてである。  
5ページの資料5、南加高知県人会創立115周年記念訪問についてである。  
このことについて、4月18日の議運で派遣の対象者を決定し、本会議での議事手続等については、本日の議運で改めて協議することとしていた。  
議員派遣については、会議規則により議会の議決が必要であるので、正副委員長で、その案を作成し、資料5にお示ししてある。  
この案により、議運の委員の連名で、開会日の本会議に提出することで、御異議ないか。

(異議なし)

今城委員長

それでは、さよう決する。  
なお、この議事手続については、開会日の知事の提案説明の後、日程に上げ議題とし、提出者の説明、質疑、委員会への付託、討論の全てを省略し、直ちに採決することで、御異議ないか。

(異議なし)

今城委員長 それでは、さよう決する。

**3. 高知県都市計画審議会委員の推薦について**

今城委員長 次に、7ページの資料6、高知県都市計画審議会委員の推薦についてである。都市計画審議会委員については、現在上田貢太郎議員と岡本和也議員が就任しているが、令和6年7月31日で任期が終了するため、今回資料6のとおり、新たに委員の推薦依頼があった。

委員の任期は、令和8年7月31日までの2年間となる。

まず、審議会委員の会派への割り振りについてである。

議運の申合せにより、各種審議会委員の会派への割り振りは、その都度検討することとなっている。

現在の都市計画審議会委員の割り振りは自由民主党と日本共産党からそれぞれ1名となっており、これは令和5年5月1日の各派代表者会で決定したものであるが、今回の会派への割り振りはいかがでしょうか。

明神委員 現在と同じ割り振りをお願いします。

岡田(芳)委員 私どもも現在と同じ割り振りをお願いします。

今城委員長 それでは、会派への割り振りは現在と同じく自由民主党と日本共産党からそれぞれ1名ということで、御異議ないか。

(異議なし)

今城委員長 それでは、さよう決する。  
次に、委員の推薦については、いかがでしょうか。

明神委員 自由民主党から、上田貢太郎議員の再任をお願いします。

岡田(芳)委員 共産党は、岡本和也議員の再任をお願いします。

今城委員長 それでは、この件については、会派から推薦のあった自由民主党上田貢太郎議員と日本共産党岡本和也議員を委員に推薦するというので、御異議ないか。

(異議なし)

今城委員長 それでは、さよう決する。

**4. 議会デジタル化検討小委員会の組織について**

今城委員長 次に、議会デジタル化検討小委員会の組織についてである。

4月18日に組織された小委員会から、委員長に久保博道委員、副委員長に桑鶴太郎委員をそれぞれ互選した旨、通知があったので御報告する。

5. その他

今城委員長

次に、その他についてである。  
何かないか。

(な し)

今城委員長

それでは、協議事項は以上である。  
次回の議運は、特別の事情がなければ、質問最終日の6月28日金曜日の午前9時から開催することとする。  
協議事項は、議案の付託等である。  
以上で、本日の議会運営委員会を終わる。